

(財)女性のためのアジア平和国民基金

**第91回理事会
第72回運営審議会**

平成18年12月

第91回女性のためのアジア平和国民基金理事会

および第72回運営審議会

12月18日(月)

スクワール麹町 豊

18:00~21:00

【1】定足数報告

【2】議事録署名人選出

【3】議題

1. 臼杵氏への感謝状授与について
2. 韓国問題について
3. 医療福祉追加事業について
4. 資料整備について

【4】その他

事務局報告

資料

ページ

【議案事項】

- | | | |
|----|--------------|-------|
| 1. | 韓国問題について | 1-10 |
| 2. | 医療福祉追加事業について | 11-18 |
| | ア地政へ提出済 | 11-17 |
| | 検討中事業分 | 18 |
| 3. | 資料整備について | 19-21 |

12/4 /2006 7地政入提出

基 総 第 80 号

平成 18 年 12 月 4 日

外務省アジア大洋州局長

佐々江賢一郎 殿

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

専務理事・事務局長 和田 春樹

医療・福祉支援事業のフォローアップ実施について

拝啓

平素、私ども財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)に対し、ご高配とご指導をいただいておりますことに感謝いたします。

さて、アジア女性基金償いの事業の一環であります医療・福祉支援事業は、政府提出をもって日本政府の誠意を表すものとして、「慰安婦」とされた方々に重要で意義あるものと受け止められてまいりました。また、直接に役立つものとして、ご本人達によるこぼれ、高い評価の声が届けられております。

アジア女性基金が本(今)年度をもって解散を迎えるにあたり、償いの事業を申請し実施された方々の評価の声を含めて、医療・福祉支援事業を 10 年にわたって継続いただいたことに、改めて深く感謝申し上げます。

「慰安婦」とされた方々は、今日さらに、高齢化とともに心身の問題は深刻化し、生活上の困難、不安が増幅しております。償いの事業を受け止められた現存の元「慰安婦」の方々はこれまでの実施に感謝しております。アジア女性基金が行ってきた巡回訪問でも、補助、支援が必要な状況であることは明白です。

このような事情により、アジア女性基金は、当医療・福祉支援事業の趣旨目的にそって、最終年度、重点的にかつこれまでの実施をより効果的に補充し、「慰安婦」とされた方々に直接役立つ支援を実施いたしたく、別添の計画・見積予算案をもって要請いたしたくお願い申し上げます。

敬具

「医療・福祉支援事業」フォローアップ実施について（計画と予算）

「基金」は2006年度をもって解散するので、10年継続して実施してきた償いの事業の一環である医療・福祉支援事業のフォローアップを行うため、現時点において、元「慰安婦」ご本人に直接役立つ事業を、基金最終年度である本年度に追加的、重点的に実施する。

1. 追加的・重点的实施

現在、元「慰安婦」ご本人の状態は、10年を経てより高齢化し心身の状態が深刻化していることを踏まえ、最終年度、重点的にかつこれまでの実施をより効果的に補充し、「慰安婦」被害者たちに有効活用される支援・援助として実施する。

2. 実施の相手

「基金」と関係者が巡回訪問ケアを実施してきた元「慰安婦」現存者に実施する。ODAによるフォローアップ事業適用外である韓国、台湾を対象とする。（韓国 30人、台湾 8人。）

3. 実施主体

実施は「基金」の担当者、関係者と、従来から巡回訪問ケアをし面識のあるグループが中心となり、医療・介護専門家の参加も含めて共同実施する。（韓国 8人、台湾 3人。）

4. プライバシー

実施に当たっては、元「慰安婦」ご本人であることおよび当該地の事情により、そのプライバシー保護、生活の平穏に最大限留意する。

5. 実施予算

実施にかかる予算は、別紙の通り算出している。

6. 実施期間

実施期間は今年度内とする。

7. 実施内容

具体的人的ケア実施内容は、相談・介助・介護（通院、外出、デイケア、入浴治療など）・医療補助器具、医薬品等の援助を行う。（車イス、キャスター付担架、バリアフリー器具類、貼付薬、漢方薬など）

巡回・転地療養事業積算案

韓国		7,787,720
巡回 ¹ 費	5,559,040	
転地療養 ² 費	2,228,680	
台湾		
巡回費		1,712,620
(国概算総計		9,500,340

- ¹ 巡回 現地支援者が被害者を訪問、介助、介護を行なう
² 転地療養 現地支援者と被害者が湯治場等へ出かけ療養する

★スケジュール	韓国	台湾
12月中旬	現地支援者との打ち合わせ 環境整備(備品等購入)	現地支援者との打ち合わせ
12月下旬	巡回開始(クリスマス)10名	
1月	巡回15名	巡回4名
2月	巡回15名 転地療養	巡回4名
3月中旬まで	10名	
3月下旬	報告	報告

韓国巡回費内訳

対象者人数 延べ50人

積算内訳

旅費

外国旅費^{*1} @ 622,680 × 3回 1,868,040

庁費

雑役務費

・ 諸謝金 1,600,000

委員等謝金(被害者交通費^{*2}) @ 10,000 × 50回 500,000

委員等謝金(現地支援者等^{*3}) @ 10,000 × 50回 500,000

委員等謝金(現地専門家等^{*4}) @ 20,000 × 30回 600,000

・ 庁費 2,091,000

備品費 774,000

車椅子 774,000

会議費 @ 1,500 × 3回 × 8人 = 36,000

消耗品費 481,000

医療補助器具等 296,000

薬品類等 103,000

簡易医療寝台等 82,000

通信運搬費^{*5} 200,000

借料及び損料 600,000

現地移動費^{*6} @ 12,000 × 50回 600,000

総計 5,659,040

- *1 外国旅費 基金関係者、が訪韓・事業進捗に関してフォローアップ(3名4泊5日で積算)
職員 2名 @ 206,660 委員等 1名 @ 209,360
- *2 委員等謝金(被害者交通費等) 訪問時、必要なケアを行なうための交通費 病院等
- *3 委員等謝金(現地支援者等) 5名 巡回実施に対する謝金
- *4 委員等謝金(現地専門家等) 鍼灸師、マッサージ師、理学療法士、介護士等へ施術に対する謝金
- *5 通信運搬費 主に電話代
- *6 現地移動費 現地支援者が被害者を訪問する際の費用、レンタカー代含む

韓国転地療養費内訳

対象者人数 10名

諸謝金 200,000

委員等謝金(現地支援者) @ 20,000 x 5名 100,000
委員等謝金(被害者交通費等)*1 @ 10,000 x 10名 100,000

旅費 984,180

外国旅費*2 622,680
委員等旅費*3(ソウル・地方都市・湯治場) 361,500

庁費 1,044,500

消耗品費(案内状、写真等) 10,000

通信運搬費 50,000

借料及び損料 662,000

他交通費 10,000

被害者送迎車借り上げ*4 ソウル市内、地方都市市内 150,000

室料 @ 10,000 x 8部屋*5x 1日 = 80,000

室料 @ 18,000 x 8部屋x 3日 = 432,000

会議費 202,500

打ち合わせ @ 400 x 8名*6x 2回 = 6,400

@ 1,500 x 15名 x 1回 = 22,500

被害者等食事 @ 1,000 x 15名 x 12回 = 180,000

雑役務費

通訳料*6 @ 30,000 x 4日 = 120,000

総計 2,228,680

- *1 委員等謝金(被害者交通費等) 被害者居住地より出発集合場所までの交通費
*2 外国旅費 湯治場等ではなるべく多くの介護者が必要なため被害者と信頼関係、面識のある基金関係者が訪韓、現地支援者とともに被害者をケア職員 2名 @ 206,660 委員等 1名 @ 209,360
*3 委員等旅費 集合場所最寄り駅又は空港等から湯治場まで最寄り駅までの公共機関を使った旅費(被害者、現地支援者計15名)
*4 被害者送迎車借り上げ 集合場所から最寄り駅、湯治場最寄り駅から宿泊先までの移動のための車両借り上げ
*5 部屋数 各部屋 被害者2名+支援者1名
*6 人数 8名=支援者 15名=現地支援者+被害者
*7 通訳料 基金関係者と現地支援者、被害者のための通訳

台湾巡回費内訳

積算内訳

外国旅費 *1 成田台北航空運賃	@ 107,310	x 2 名	214,620
宿泊日当4泊5日	@ 76,500	x 2 名	153,000

雑役務費

旅費 *台北除き地方移動の場合	1泊2日	@ 17,000	x 7 件	x 2 名	238,000
-----------------	------	----------	-------	-------	---------

諸謝金

委員等謝金(被害者交通費等)*2	@ 10,000	x 1 回	x 8 名	80,000
委員等謝金(現地支援者等)*3	@ 10,000	x 1 回	x 8 名	80,000
委員等謝金(現地案内等)*4	@ 10,000	x 1 件	x 8 回	80,000
委員等謝金(被害者付き添い交通費等)*5	@ 10,000	x 1 回	x 8 名	80,000

庁費

消耗品費	記録材料等	10,000
通信運搬費 電話ファックスなど		20,000
借料および損料		

現地移動費*6: 台北、花蓮(1,2)、苗栗、東勢、台中、高雄、屏東		169,000
会議費	@ 3,000 x 7 名 x 8 回	168,000

雑役務費 通訳	@ 10,000 x 5 h x 8 回	400,000
---------	----------------------	---------

総計

1,712,620

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| *1 外国旅費 | 基金関係者が訪台、事業進捗に関してフォローアップ |
| *2 委員等謝金(被害者交通費等) | 自宅や自宅周辺で面談できない事情がある場合 被害者の移動交通費等 |
| *3 委員等謝金(現地支援者等) | 現地支援者へ巡回実施に対する謝金 |
| *4 委員等謝金(現地案内等) | 僻地において現地支援者の水先案内を行う人への謝金 |
| *5 委員等謝金(被害者付き添い交通費等) | 被害者・支援者面談時に付き添ってくる人への謝金 |
| *6 現地移動費 | 現地支援者が被害者を訪問する際の費用 |

アジア女性基金 資料の最終処理方針(暫定案)

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への「償い事業」を行うことと現代の女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に取り組むことを目的に、1995年に政府の決定により設立された財団である。アジア女性基金の事業は、政府と国民の協力によって実施され、全額国費によるものであることから、アジア女性基金の資料は基本的に国家の責任により保存する義務がある。但し、個人のプライバシーに関わる部分に関しては、個人情報保護を最優先とする。

- (1) アジア女性基金の資料のうち、ただちに公開できる資料に関しては、慰安婦問題とアジア女性基金事業を歴史の教訓として記憶するために、「デジタル記念館」を通して一般に公開する。
(国立国会図書館が進めている「インターネット情報選択的蓄積事業(WARP)」の一環として、基金の「デジタル記念館」を国会図書館のサーバから閲覧できるようになっている。)
- (2) アジア女性基金の行政文書は、「財団法人 女性のためのアジア平和国民基金『事務処理規則』および『会計処理規則』」により決められた期間保存するものとする。
- (3) その他、保存期間が満了した行政文書で、基金が判断し保存すると定めた資料に関しては、政府に移管し適切に保存する。

1. 政府に移管し保存する資料

- (1) 『事務処理規則』および『会計処理規則』により永久保存と規定されたものを保存する。

【永久保存】予算決算書/財団法人としての設立許可後の設立許可書/理事会および評議員会に関する書類/登記に関する書/予算および決算に関する書類/財産に関する書類/契約に関する書類

【10年保存】会計帳簿、伝票/役員に関する書類/会計諸帳簿および書類/重要な調査に関する書類/証明に関する書類

【5年保存】業務部に関する書類/文書收受発送に関する書類

【3年保存】会計に関する証拠書類

【1年保存】その他の会計書類

※ 決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする

- (2) 基金の判断により、アジア女性基金の事業の基本的資料を保存する。

【有限非公開】10年、30年、50年など、非公開の期限を経過した後、歴史的・文化的・学術的研究に資するために、国内外の研究者や一般国民の利用に供する。(理事会・運営審議会の議事録など)

【永久非公開】永久非公開のまま保存する。日本国家が国家事業として検証する必要がある場合、外務大臣の決定により、ごく限られた者のみ閲覧を認めることができる。(各国・地域の「償い事業」に関わる資料等)

2. 廃棄する資料

廃棄するものについては、事務局で検討特定し理事会に諮って決定する。